

平成25年度  
食料・農業・農村施策

第183回国会(常会)提出

# 目次

## 平成25年度 食料・農業・農村施策

概説	1
1 施策の背景	1
2 施策の重点	1
3 財政措置	2
4 立法措置	2
5 税制上の措置	2
6 金融措置	3
7 政策評価	3
I 東日本大震災に関する施策	3
1 農業・農村の本格的復興に向けた対策	3
2 農地等の生産基盤の復旧・整備	3
3 経営の継続・再建	4
4 東日本大震災農業生産対策交付金による生産手段の回復	4
5 再生可能エネルギーの導入	4
6 農山漁村対策	4
7 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対策	4
8 東日本大震災復興交付金	6
II 食料自給率向上に向けた施策	6
1 食料自給率向上に向けた取組	6
2 主要品目ごとの生産目標の実現に向けた施策	6
III 食料の安定供給の確保に関する施策	8
1 食の安全と消費者の信頼の確保	8
2 食育及び地産地消等の推進	11
3 食品産業の持続的な発展	12
4 総合的な食料安全保障の確立	13
5 国際交渉への対応	15
IV 農業の持続的な発展に関する施策	15
1 攻めの農業の展開	15
2 競争力強化・国土強靱化に向けた農業生産基盤等の整備・保全	15
3 担い手・農地総合対策の実施	16
4 優良農地の確保と有効利用の促進	18
5 農業の高付加価値化等の推進	18
6 経営所得安定対策の実施	20
7 生産振興対策の実施	21
8 農業災害による損失の補填	22

9	農作業安全対策の推進	22
10	持続可能な農業生産を支える取組の推進	22
<b>V</b>	<b>農村の振興に関する施策</b>	<b>23</b>
1	農業の多面的機能の維持・向上に向けた施策	23
2	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大	23
3	都市と農村の共生・対流	23
4	都市農業の保全と振興	24
5	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	24
<b>VI</b>	<b>食料・農業・農村に横断的に関係する施策</b>	<b>27</b>
1	技術・環境政策等の総合的な推進	27
2	「農」を支える多様な連携軸の構築	31
<b>VII</b>	<b>団体の再編整備等に関する施策</b>	<b>31</b>
<b>VIII</b>	<b>食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b>	<b>31</b>
1	官民一体となった施策の総合的な推進	31
2	国民視点に立った政策決定プロセスの実現	32
3	財政措置の効率的かつ重点的な運用	32

「平成25年度食料・農業・農村施策」の年次は、法律名や予算の引用が必要となることから、和暦を用いています。

なお、「平成」は省略しています。

## 1 施策の背景

東日本大震災から3年を迎える25年度においては、日本の食料基地である東北地方を一刻も早く復興するため、復興庁との連携の下、農地等の復旧をおおむね25年度までに実現するという目標を達成するとともに、農地の大区画化や先進的技術の導入など、より良い復興のための施策に全力で取り組む必要があります。また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）事故の対応については、安全な農林水産物を安定的に供給することを最優先とし、生産現場における放射性物質の吸収抑制対策を徹底しつつ、除染や放射性物質検査を支援していく必要があります。

「農は国の基」という言葉があるように、農林水産業は食料生産のみならず、国土や自然環境の保全、集落機能の維持といった多面的機能の発揮を通じ、国民の暮らしに重要な役割を担っています。しかしながら、我が国の食料・農業・農村をめぐる情勢は、第1部「平成24年度食料・農業・農村の動向」で詳しく述べているように、農業生産額の減少や担い手の高齢化など課題が山積している状況にあります。

一方で、農林水産業は潜在的に非常に大きな可能性を持っている産業であり、その潜在力を最大限に引き出すためには、生産現場自らが需要の動向を敏感につかんで高付加価値化等を積極的に進めるなど、「攻めの農林水産業」を推進することが必要です。このため、25年1月に「攻めの農林水産業推進本部」を農林水産省に設置し、需要サイドのニーズや生産現場の声を徹底的に吸い上げ、施策の具体化を加速していくこととしています。

また、農地を農地として維持するための「日本型直接支払」及び「担い手総合支援」の制度検討を関係各方面の議論と連携して進めていくこととしています。

このような中、経済連携の推進に当たっては、情報を国民に提供し、議論をしていただき、理解

を得ながら進めていくことが重要です。総理大臣が交渉参加を決断した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、国益を守り抜き、農林水産分野の聖域を確保するよう全力を尽くします。

本篇は、以上の基本認識の下、24年度における食料・農業・農村の動向を考慮して、25年度において講じようとする施策を取りまとめたものです。

## 2 施策の重点

東日本大震災及び東電福島第一原発事故からの復旧・復興に復興庁と連携しながら全力で取り組みます。

また、食料自給率向上に向けた施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策及び食料・農業・農村に横断的に関係する施策等を総合的かつ計画的に展開します。

特に、攻めの農業の展開として、担い手及び農地等の生産現場の強化、農山漁村の6次産業化等を通じたバリューチェーンの構築、都市と農山漁村の共生・対流の拡大、農林水産物・食品の輸出促進、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大等を推進します。さらに、農場から食卓にわたり科学的根拠に基づいた取組を推進すること等により食品の安全性の向上と消費者の信頼の確保に努める等以下の諸施策に重点的に取り組むこととしています。

### （1）東日本大震災対策

日本の食料基地である東北地方を一刻も早く復興するため、農業・農村の本格的復興に向けた対策、農地等の生産基盤の復旧・整備、経営の継続・再編、東日本大震災農業生産対策交付金による生産手段の回復、再生可能エネルギーの導入、農山漁村対策、東電福島第一原発の事故への対策、東日本大震災復興交付金による生産手段の回復等に全力で取り組みます。

### （2）食料自給率向上に向けた施策

国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として定められた食料自給率目標の達成に向け、国内農産物の消費

拡大及び主要品目ごとの生産目標の実現に向けた施策を推進します。

### (3) 食料の安定供給の確保に関する施策

国民生活にとって最も重要な食品の安全性を向上し、消費者の信頼を得ていくことは、全ての施策の基本となる重要な課題です。このため東電福島第一原発の事故対応のための食品・農林水産物の検査体制の強化を行うことはもとより、農場から食卓にわたり科学的根拠に基づいた取組を推進し、食の安全と消費者の信頼の確保に努めます。

また、食育及び地産地消等の推進、食品産業の持続的な発展、総合的な食料安全保障の確立、国際交渉への対応等の施策を推進します。

### (4) 農業の持続的な発展に関する施策

農林水産業の潜在力を最大限に引き出すため、「攻めの農業の展開」を推進します。

また、競争力強化・国土強靱化に向けた農業生産基盤等の整備・保全、担い手・農地総合対策の実施、優良農地の確保と有効利用の促進、農業の高付加価値化等の推進、経営所得安定対策の実施、生産振興対策の実施、農業災害による損失補填、農作業安全対策の推進及び持続可能な農業生産を支える取組等を推進します。

### (5) 農村の振興に関する施策

国土や自然環境の保全、集落機能の維持といった農業の多面的機能の維持・向上に向けた対策を推進します。

また、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大、都市と農村の共生・対流、都市農業の保全と振興、農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全等の施策を推進します。

### (6) 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

生産コストの低減や6次産業化の基礎となる革新的技術の開発を推進するとともに、研究開発から普及・産業化までの一貫支援、地球環境問題への貢献及び知的財産の保護・活用を内容とする技術・環境政策を総合的に推進します。

## 3 財政措置

(1) 25年度農林水産関係予算額は、2兆2,976億円を計上しました。本予算は、生産現場自らが需要の動向を敏感につかみ、高付加価値

化等を積極的に進めることにより、農林水産業の潜在力を引き出す「攻めの農林水産業」の第一歩となる施策に重点化を図ったところです。具体的には、①国土強靱化・競争力強化、②経営所得安定対策等、③担い手・農地総合対策、④国産農林水産物の消費・輸出対策、⑤生産振興対策、⑥再生可能エネルギーの大々的な展開、⑦食の安全・安心、都市と農山漁村の共生・対流等、⑧森林・林業・山村振興対策、⑨水産業・漁村振興対策を推進します。

(2) 25年度の農林水産関連の財政投融資計画額は、2,256億円を計上しています。このうち主要なものは、(株)日本政策金融公庫への1,800億円及び(株)農林漁業成長産業化支援機構への350億円となっています。

## 4 立法措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、第183回国会に以下の法案を提出しました。

- ・「外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案」
- ・「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」

## 5 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする税制措置を講じます。

### (1) 農業経営の安定化

- ア 農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を2年延長します(所得税・法人税)。
- イ 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置を2年延長します(登録免許税)。
- ウ 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置を2年延長します(不動産取得税)。
- エ 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等における営農困難時貸付けの要件を緩和します



(贈与税・相続税・不動産取得税)。

## (2) 農林水産関連産業の振興

新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の適用期限を2年延長します(所得税・法人税)。

## (3) 農山漁村の活性化・環境対策の推進

特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却制度(振興山村として指定された地区)を2年延長します(所得税・法人税)。

## (4) 消費税率の引上げに備えた税制上の特例措置の創設

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業・農業協同組合等の経営改善のための設備投資を促進するための税制を創設(2年間の措置)します(所得税・法人税)。

## 6 金融措置

政策と一体となった長期・低利資金等の融通による担い手の育成・確保等の観点から、農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を図るための支援措置である農業制度金融の充実を図ります。

## 7 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(14年4月施行)に基づき、22年8月に定めた政策評価基本計画(5年間計画)及び実施計画(単年度計画)により、事前評価(政策を決定する前に行う政策評価)、事後評価(政策を決定した後に行う政策評価)を推進します。

## I 東日本大震災に関する施策

### 1 農業・農村の本格的復興に向けた対策

#### (1) 「東日本大震災からの復興基本方針」に沿った復興に向けた支援

「東日本大震災からの復興の基本方針」(23年7月策定)をさらに進化・具体化するものとして23年8月に作成した「農業・農村の復興マスタープラン」に沿って、おおむね3年間(23年度～25年度)での農地の復旧と早期の営農再開に向

けた支援を行います。

#### (2) 東日本大震災復興特別区域法による農業・農村の復興

「東日本大震災復興特別区域法」(23年12月施行)に沿って、関係府省が連携し、津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を図ります。

## 2 農地等の生産基盤の復旧・整備

### (1) 農地・農業用施設災害復旧等

被災した農地・農業用施設等の災害復旧、再度災害の防止及び除塩事業を実施します。

### (2) 農業水利施設等の震災対策

地震により損壊のおそれがある農業水利施設の改修・整備等を実施します。

### (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

被災した生産施設、地域間交流拠点施設の改修や復旧とともに、震災を教訓として、災害が発生した場合に人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設について、施設の整備、補強及び機能強化等を支援します。

### (4) 被災土地改良区復興支援

被災により経常賦課金の支払いが困難な農家の迅速な営農再開を図るため、土地改良区に対して資金借入の無利子化や業務書類・機器等の復旧支援を行います。

### (5) 農地・水保全管理支払

震災の影響により破損や機能低下した農地周りの施設の補修等に取り組む集落を支援します。

### (6) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用

被災を免れた地域や避難先等において荒廃農地を活用し営農活動を再開する被災農業者等の取組を支援します。

### (7) 災害廃棄物処理への対応

ア 災害廃棄物の中間処理・最終処分について、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、26年3月末までを目途として処分が完了できるよう、市町村を支援します。

イ 農地のがれき処理については、農地等災害復旧事業(農地の復旧と一体的に処理する場合)または災害廃棄物処理事業により、地域の意向等を踏まえつつ、継続して進めていきます。工事・事業実施に当たっては、引き続

き被災農林漁家等の優先雇用を要請していきます。

### 3 経営の継続・再建

#### (1) 被災農家経営再開支援

被災農業者の経営再開を支援するため、被災農業者が地域で共同で行う復旧の取組に対して支援金（水田：3万5千円/10a等）を交付します。

#### (2) 農業経営の復旧・復興等のための金融支援

東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

#### (3) 東日本大震災被災地域土地改良負担金の償還助成

被災した農地・農業用施設にかかる償還中の土地改良事業等の負担金について、最大3年間の利子助成事業を実施し、営農再開まで農家を支援します。

#### (4) 浸水農地における農業共済の引受け

海水が流入した浸水農地にあっても、除塩により収穫が可能と見込まれる農地については、現地調査を行い、水稻等の生育状況を踏まえて共済引受を行います。

#### (5) 地域農業経営再開復興支援

津波被害を受けた市町村を対象として、被災地域において中心となる経営体の経営再開と地域農業の復興を図るため、集落・地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体等を定めた経営再開マスタープランの作成とプランの実現に向けた農地集積等に必要の取組を支援します。

#### (6) 被災者向け農の雇用対策

被災農業者等の就業場所を確保するとともに、農業技術等の習得のため、農業法人等が被災農業者等を雇用して実施する実践的な研修を支援します。

### 4 東日本大震災農業生産対策交付金による生産手段の回復

震災の影響により低下した被災地の生産力の回復、農畜産物の販売力の回復などに向けた取組について、都道府県向け交付金として支援します。

### 5 再生可能エネルギーの導入

被災地域に存在する再生可能エネルギーを活用し小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等を支援します。

### 6 農山漁村対策

#### (1) 被災地の復興のための先端技術展開

ア 多様な被災地の現状を踏まえ、先行して実施している実証研究に加えて、新たに岩手県及び福島県で農業・農村型の、宮城県で漁業・漁村型の実証研究を開始するとともに、技術の導入効果を分析し、研究成果の普及を促進します。

イ 被災地の復興のため、商工業の技術・ノウハウと農業との連携により、双方の成長・発展を図るためのシステム実証事業を実施します。

#### (2) 農山漁村被災者受入円滑化支援

被災地から他の地域への移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入情報を提供し、受入地域とのマッチングを支援します。

### 7 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対策

#### (1) 食品中の放射性物質の検査体制及び食品の出荷制限

ア 原子力災害対策本部長は、食品中の放射性物質の基準値を踏まえ、検査結果に基づき、都道府県知事等に対して食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除を行います。

イ 都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請します。また、都道府県の検査計画策定の支援、都道府県等からの依頼に応じた検疫所及び民間検査機関での検査の実施、検査機器の支援を行います。さらに、引き続き、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表します。

ウ（独）国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、都道府県及び市町村（特別区含む）が自ら実施する放射性物質の検査に対

し、引き続き放射性物質検査機器を貸与します。

エ 児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食における放射性物質の検査を実施し、結果を公表します。

## (2) 稲の作付制限等

25年産稲の作付制限区域における稲の試験栽培及び、作付再開準備区域における実証栽培等の取組に対して支援を行います。

## (3) 放射性物質の吸収抑制対策

放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援します。

## (4) 農業系副産物循環利用体制再生・確立

放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援します。

## (5) 避難区域等の営農再開支援

避難区域等において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策及び新たな農業への転換に対して支援します。

## (6) 肥料、飼料等の規制

飼料の基準値設定や肥料の検査計画立案、検査法開発に必要な科学的データを収集するための試験や実態調査を実施します。

## (7) 農産物等輸出回復

ア 23年3月の東電福島第一原発の事故を受けて、諸外国・地域において日本産食品に対する輸入規制が行われていることから、輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを継続して実施します。

イ 国による輸出証明書の発給体制の整備を進めます。

ウ 日本産食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国・地域に発信するほか、海外におけるプロモーション活動の実施により、日本産食品等の輸出回復に取り組みます。

エ 放射性物質検査の負担を軽減するため、民間団体に対する検査費の補助を行います。

オ クール・ジャパン海外展開プロジェクトにおいて、日本の食及び食文化を安心・安全とともに期間限定のアンテナショップ等を展開する事業の実施を予定します。

カ 地域や中小企業が持っているクール・ジャパンの芽（地域産品、食など）をクリエイター、デザイナーからなるプロデューサー人材の活用により、発掘して磨き上げ、海外展開できるための基盤を整備する事業を行う予定です。

## (8) 農産物等消費拡大推進

ア 福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復する事業を実施します。

イ 被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物等の消費の拡大を促すため、被災地の復興を応援する取組に加え、消費者の当該農林水産物等に対する信頼を確保するためのPR活動について官民の連携による取組を推進します。

## (9) 農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査

農地の除染など今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握します。

## (10) 農地除染対策実証

東電福島第一原発の事故の影響を受けた被災地での営農の早期再開のため、高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証、高濃度農地汚染土壌の処分技術の開発、汚染地域の農地から放出される放射性セシウムの動態予測技術の開発を行います。

## (11) ため池等の放射性物質のモニタリング調査

ため池等における水質・底質の放射性物質の分布と動態を把握するため、放射性物質のモニタリング調査を行うとともに、農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する対策技術を確立するため、対策工の検討・実証を行います。



## (12) 東電福島第一原発の事故で被害を受けた農林漁業者への賠償等

東電福島第一原発の事故により農林漁業者等が受けた被害については、東京電力（株）から適切かつ速やかな賠償が行われるよう、引き続き、関係省庁、関係県や団体、東京電力（株）等との連絡を密にし、必要な情報提供や働きかけを実施します。

## (13) 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

食品中の放射性物質に関する消費者の理解を広げるため、引き続き関係府省庁、各地方自治体等と連携したシンポジウム形式や、子育て世代向けのミニ集会等のリスクコミュニケーションを促進します。

また、ミニ集会において中心となる専門家を養成するための研修会を開催します。

## 8 東日本大震災復興交付金

### (1) 被災地域農業復興総合支援

市町村が地域の被災農業者に農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与等することにより、被災農業者の農業経営の再開を支援します。

### (2) 震災対策・戦略作物生産基盤整備

震災によって著しい被害を受けた地域において、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備をきめ細かく支援します。

### (3) 農林水産関係試験研究機関緊急整備

被災県の基幹産業たる農林水産業を復興するための農林水産研究施設等を整備します。

### (4) 農山漁村地域復興基盤総合整備

被災地域における農地・農業用施設や集落道等の整備を支援します。

### (5) 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）

被災地域の復旧・復興のため、生産施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援します。

## II 食料自給率向上に向けた施策

### 1 食料自給率向上に向けた取組

食料自給率向上に向け、生産、消費の両面での取組を推進していきます。

具体的には、水田をはじめとした生産資源を最大限活用します。特に、二毛作により小麦の作付けを拡大するとともに、作付けられていない水田や有効利用が図られていない畑地を有効に活用した米粉用米・飼料用米、大豆等の作付けの大幅拡大、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上を図ります。また、担い手の確保及び育成を支援するとともに、農地については、農業生産基盤の整備により、生産性の高い優良農地の確保を推進します。

一方、消費面からは、人口減少社会・高齢化社会の一層の進展が見込まれる中で、従来以上に消費者理解を得ながら潜在的需要の掘り起こし等を進め、「国産農産物の消費拡大の取組」（以下「フード・アクション・ニッポン」という。）の推進等を通じて、消費者や食品産業事業者に国産農産物が選択されるような環境を形成します。特に、朝食欠食の改善による米の消費拡大や、健康志向の高まりを受けた脂質の過剰摂取抑制等に取り組めます。

また、大豆加工食品について国産大豆の使用割合の大幅な引上げに取り組めます。

さらに、単に和食への回帰をねらうだけでなく、技術開発の進捗等を踏まえ、欧風化した現在の食生活の中に国産農産物を上手に取り込むことに積極的に取り組めます。特に、現在浸透しているパン食、めん食について国産小麦・米粉の利用拡大、畜産物についての飼料自給率の向上に取り組めます。

### 2 主要品目ごとの生産目標の実現に向けた施策

#### (1) 米

ア 多収性品種の導入や団地化、直播栽培の推進による飼料用米等の低コスト生産の推進、植物浄化技術の導入・普及促進によるカドミウム濃度低減対策を推進します。

イ 米粉用米、飼料用米増産に対応するため、既存の大規模乾燥調製施設の再編整備等を推進します。

ウ 米穀の需給及び価格の安定を図るため、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を策定し公表します。

エ 経営所得安定対策を円滑に実施し、米粉用米、飼料用米等の用途外への流通を防止することが必要であることから、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（7年4月施行）に基づき、適切な保管及び販売を徹底します。

オ 需給動向を適切に反映した米取引に資するよう、米に関する価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理し、「米に関するマンスリーレポート」として毎月公表します。

## (2) 麦

ア 経営所得安定対策等の中でパン・中華めん用小麦品種に対する加算措置を設けることにより、需要規模が大きいものの国産シェアが低いパン・中華めん用小麦の作付拡大を推進します。

イ 水田の高度利用（二毛作）による小麦、大麦・はだか麦の作付拡大を推進します。

ウ 麦の生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備等を支援します。

## (3) そば

ア 経営所得安定対策の中で、麦等の後作として作付拡大を図るとともに、水田作における排水性の向上や生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備を支援します。

イ 国産そばを取扱う製粉業者と農業者の連携を推進します。

## (4) かんしょ・ばれいしょ

ア かんしょについては、担い手への農地・作業の集積や受託組織の育成等を推進するとともに、生産コストの低減、品質の向上を図るため共同利用施設整備や機械化一貫体系の確立等への取組を支援します。

イ ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上、労働力の軽減やジャガイモシストセンチュウの発生・まん延の防止を図

るための共同利用施設整備等を推進するとともに、加工食品用途への供給拡大に必要なソイルコンディショニング技術（畦から土塊・<sup>うね</sup>礫を取り除くことにより、<sup>どかい</sup>ばれいしょの高品質化、収量向上及び収穫作業の効率化を可能にする技術）を導入した省力的な機械化栽培体系の確立等への取組を支援します。

ウ でん粉原料用ばれいしょ及びびかんしょについては、加工食品用途等への販路拡大や収益性の向上を図るため、特徴のあるでん粉品質を有する新品種栽培実証試験等を支援します。また、国内産いもでん粉の高品質化製造技術の確立等に対する支援を行います。

## (5) 大豆

ア 経営所得安定対策等により、単収向上や作柄の安定化に資する耕うん同時畝立て播種栽培技術等の大豆300A技術の導入や、地域の営農体制の再構築等による大豆の作付拡大を推進。また、実需者ニーズに対応した大ロットでの安定供給体制の構築により、国産大豆の需要拡大を支援します。

イ 大豆の生産拡大に必要となる乾燥調整施設の整備等を支援します。

## (6) なたね

ア 経営所得安定対策の中で、良質で高単収なたね品種の作付拡大を図ります。

イ なたねの生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備等を支援するとともに国産なたねを取扱う搾油事業者と農業者の連携を推進します。

## (7) 野菜

ア 野菜の生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格安定対策を円滑に実施するとともに、加工・業務用野菜の増産に向けた運用改善を図ります。

イ 産地の収益力向上に向けて、共同利用施設等の整備、リース方式による園芸施設の導入、植物工場等の普及・拡大を通じた施設園芸の高度化等を推進します。

## (8) 果樹

ア 優良品目・品種への転換や小規模園地整備など産地の構造改革を進めるほか、産地ぐる

みで改植を実施した際の未収益期間に対する支援を引き続き行います。

イ 計画生産・出荷の推進や需給安定対策、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に行います。

#### (9) 畜産物

需要に即した畜産物の生産推進のため、多様な経営の育成・確保、生乳需給の安定や多様な和牛・肉生産への転換及び改良・飼養管理技術の高度化等を推進します。

#### (10) 甘味資源作物

ア てん菜については、異常気象による不作からの生産回復を図るため、土づくりや防除等の取組を実施するとともに、直播栽培体系の確立・普及や家畜排せつ物の未利用資源の活用等により肥料等に過度に依存しない持続的な畑作体制の確立を推進します。

イ さとうきびについては、2年連続の不作からの増産を図るため、土づくりや防除等の取組や機械化一貫体系の確立を推進します。

#### (11) 茶

産地の生産性向上と収益力の強化を図るため、改植に要する経費に対する支援等による優良品種等への転換や茶園の若返り、荒茶加工施設や仕上げ茶加工施設等の整備及び再編整備の取組を推進するほか、茶の需要拡大を図るため、簡便な飲用需要に応える商品開発や新たな販売手法等の取組を支援します。

#### (12) 飼料作物等

輸入原料飼料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産に転換するため、草地の基盤整備、放牧の推進、国産粗飼料の広域流通、飼料用米等の利活用及び飼料生産組織の育成や整備等による経営高度化の取組等を推進します。

#### (13) その他地域特産物等

ア こんにゃくいも等の特産農産物については、付加価値の創出、新規用途開拓、機械化・省力作業体系の導入等を推進します。

イ 繭・生糸については、蚕糸業の再生と持続的発展を図るため、養蚕・製糸業と絹織物業者等が提携し、高品質な純国産絹製品づくりを推進します。

ウ 葉たばこについては、葉たばこ審議会の意見を尊重した種類別・品種別価格により、日本たばこ産業（株）が買入れます。

エ いぐさについては、輸入品との差別化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、いぐさ産地と畳製造事業者等の提携した付加価値の高い畳製品づくりの推進及び国産畳表の価格下落影響緩和対策を講じます。

### III 食料の安定供給の確保に関する施策

#### 1 食の安全と消費者の信頼の確保

##### (1) 食品の安全性の向上

ア リスクアナリシスに基づいた食の安全確保

(ア) 科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を実施します。

(イ) リスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、情報の収集・分析、科学的・統一的な枠組みの下での有害化学物質・有害微生物の調査や生産資材（農薬、肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品）の試験等を実施します。

(ウ) 食品の安全性向上に活用するための試験研究や調査結果の科学的解析に基づき、施策・措置について企画や立案を行います。

(エ) 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の周知に努めるとともに、制度導入時に残留基準を設定した農薬等についての、食品健康影響評価結果を踏まえた残留基準の見直し、新たに登録等の申請があった農薬等についての残留基準の設定を推進します。

(オ) 食品の安全性等に関する国際基準の策定作業への積極的な参画や、国内における情報提供や意見交換を実施します。

イ リスクコミュニケーションの推進

(ア) リスク評価結果等の食品の安全に関する科学的な情報について、消費者、事業者、生産者等の関係者による情報共有を図るた



めに、ホームページ等を通じた正確かつわかりやすい情報提供や関係行政機関と連携した意見交換会、消費者への効果的な情報発信等を実施します。

(イ) 食品の安全性確保に関する施策等について、消費者等関係者に対する説明・意見聴取のため、関係府省や地方公共団体と連携した意見交換会、施策の実施状況の公表、ホームページを通じた情報提供、意見・情報の募集等を実施します。

(ウ) 食品の安全確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者に正確かつわかりやすい情報を積極的に提供するとともに意見交換を実施します。

#### ウ 危機管理体制の整備

(ア) 食品の摂取による人の健康への重大な被害が拡大することを防止するため、関係府省庁の消費者安全情報総括官等による情報の集約及び共有を図ります。

(イ) 食品安全に関する緊急事態等における対応体制を点検・強化します。

#### エ 研究開発の推進

(ア) 食品の安全を確保するための各種調査研究を推進します。また、食品を汚染する有害化学物質について暴露状況を詳細に把握し、リスク低減方策を検討します。

(イ) 食品の加工・流通の高度化、国際化等により多様化する危害要因について、生産から流通・加工段階にわたる体系的なリスク低減技術の開発を推進します。

(ウ) 高病原性豚繁殖・呼吸障害症候群（高病原性PRRS）及び豚コレラ、口蹄疫、鳥インフルエンザ、非定型BSEの迅速かつ高精度な診断と防疫措置に必要な技術、効果的な予防技術の開発を推進します。

#### オ リスク評価機関の機能強化について

リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施します。

### (2) フードチェーンにおける取組の拡大

#### ア 生産段階における取組

(ア) 農業生産工程管理（GAP）の導入・推進

a GAPの導入を支援するとともに、取組内容の高度化を図るため高度な取組内容を含むGAPの共通基盤に関するガイドラインを活用した取組を推進します。

b 津波や放射性物質の影響により生産や販売が低下した地域において、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応したGAPの導入を推進します。

(イ) 生産資材の適正な使用

農薬、肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品の適正使用や、科学的データに基づく生産資材の使用基準、有害化学物質等の残留基準値の設定・見直し等のリスク管理措置等を的確に行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保します。

#### イ 製造段階における取組

(ア) 食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP（危害分析・重要管理点）の導入を加速化するため、HACCPに至る前段階での衛生管理・品質管理の基盤となる事項（施設・設備や作業員等の衛生管理事項等について定めたもの）の整備・普及を行うとともに、HACCP導入を担う人材の養成研修や専門家による現場での助言・指導等、食品製造事業者等のHACCP導入に必要な人材育成等の取組を支援します。

(イ) 食品等事業者に対する監視指導や事業者による自主的な衛生管理を推進します。

(ウ) 食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進します。

(エ) 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試験等を実施し、安全性の検討を推進します。

(オ) 国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けて検討します。

(カ) 保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）をはじめとした健康食品について、事業者の安全性確保の取組を推進するとともに、制度の普及・啓発に取り組みま

す。

(キ) 特定危険部位 (SRM) の除去・焼却、BSE検査の実施等により、食肉の安全を確保します。

#### ウ 輸入に関する取組

輸入食品の安全性の確保は重要な課題となっており、国民の関心も極めて高いことから、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施、情報等の入手のための関係府省との連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図ります。

#### エ 流通段階における取組

(ア) 食品事故発生時の回収や原因究明等の迅速化に資するため、食品の移動の追跡・遡及の備えとするトレーサビリティに関し、米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(22年10月施行、以下「米トレーサビリティ法」という。)により取引等の際の記録の作成・保存の義務化を内容とするトレーサビリティ制度を実施します。これと併せ、他の飲食料品についても、トレーサビリティの取組の拡大を図るよう、その普及・啓発に取り組みます。

(イ) 国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(15年12月施行)による制度の適正な実施が確保されるようDNA分析技術を活用した監視等を実施します。

### (3) 食品に対する消費者の信頼の確保

#### ア 食品や農林水産分野における標準化の推進

(ア) 事業者や消費者の多様なニーズに応えられるよう、透明性の高い手続きによりJAS規格の制定と見直しを進めます。

(イ) 我が国の食文化及び食品産業の実態に即した国際標準の策定に向けた検討を行います。

#### イ 食品表示の適正化の推進

食品表示の真正性の確認を行うことにより、食品表示について国(食品表示Gメン)による監視を徹底するとともに、食品産業事

業者に対する表示指導の強化等に取り組むことにより、食品表示の一層の適正化に努めます。

#### ウ 原料の原産地表示の推進

(ア) 加工食品の原料原産地表示について、現行の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(昭和25年6月施行、以下「JAS法」という。)に基づく対象品目の拡大を引き続き検討します。

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、「食品衛生法」(昭和23年1月施行)、「JAS法」及び「健康増進法」(15年5月施行)の食品の表示に関する規定を統合した食品表示法案を第183回国会に提出したところであり、新しい制度の下でも、加工食品における原料原産地表示の検討を進めます。

(イ) 米・米加工品については、「米トレーサビリティ法」により産地情報伝達を徹底します。

#### エ フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進

食の信頼向上に向けた食品産業事業者の主体的な活動を促すため、フードチェーンの各段階で事業者間のコミュニケーションを円滑に行い、情報を消費者まで伝えていくためのツールの開発・普及を進めます。

#### オ 消費者への情報提供

(ア) 食品安全等について、消費者にわかりやすく親しみやすいホームページによる情報提供を行います。

(イ) 「消費者の部屋」等において、消費者からの相談を受け付けるとともに、特別展示等を開催し、農林水産行政や食生活に関する情報を幅広く提供します。

(ウ) 食品表示法案を第183回国会に提出したところであり、成立後、食品表示基準の策定に取り組みます。



## 2 食育及び地産地消等の推進

### (1) 食育の推進

#### ア 国民運動としての食育の推進

- (ア) 「第2次食育推進基本計画」(23年3月策定)等に基づき、関係府省が連携しつつ、様々な分野において国民運動として食育を推進します。
- (イ) 朝ごはんを食べることなど、子どもの基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進します。
- (ウ) 食育における課題解決に向けた有識者フォーラムや、地域の優良事例を踏まえた交流会等の取組を実施し、食に関心の低い層や食育に取り組んだことのない国民への働きかけと効果的な波及を図ります。

#### イ 生産から消費までの段階を通じた食育の推進

- (ア) 農林漁業者・食品関連事業者等と連携し、食材提供の場であるスーパーマーケット等において、食の健全化に向けた行動につながる実践的取組を支援します。
- (イ) 農林漁業に触れながら食や農への理解を深める食育を実践するなど、地域における食育の継続的な活動を支援します。

#### ウ 学校における食育の推進

- (ア) 栄養教諭が中核となって家庭や地域との連携を図りながら食育を推進するための実践的取組の展開、推進体制の整備等への支援等を行います。
- (イ) 学校給食における地場産物の活用を促進するための事業や、学校給食における衛生管理の充実のための事業等を実施します。

### (2) 地産地消の推進

地産地消の中核的施設である農産物直売所の商品開発力・販売力の強化や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援します。

### (3) 国民との結び付きの強化

#### ア 食料自給率向上に向けた消費拡大活動の推進

食料自給率向上に向けた「フード・アクション・ニッポン」の推進を通じて、食料自給率向上に資する消費者等の具体的な行動を

喚起します。推進パートナー企業の拡大や連携の強化等に重点的に取り組みます。

#### イ 国産農産物の消費拡大の促進

- (ア) 学校給食等における米の利用の促進、朝食欠食の改善等による米消費拡大を図るため、地域における商品開発、販路開拓、全国段階における商談会、消費拡大フェア等を支援します。
- (イ) 官民一体となった「米粉倶楽部」の取組を展開し、様々な企業・団体等が米粉の消費拡大のための活動に取り組んでいくことで、米粉の良さを広く知ってもらうとともに、その消費の拡大を図ります。
- (ウ) 「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」(21年7月施行)に基づき、米粉用米、飼料用米の利用促進を図るため、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、米粉用米、飼料用米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。
- (エ) 麦や大豆等の生産拡大を図るため、パンや中華めん等の用途にきめ細かく対応した専用品種の作付けや、地域の食品製造事業者と連携した特色のある製品づくりを推進し、需要の拡大を図ります。

#### ウ 食品ロスの削減に向けた取組

- (ア) 消費者等の理解を得つつフードチェーン全体で発生抑制の取組を進めていくため、関係府省庁が連携して、事業者・消費者の双方のもったいない意識の啓発に向けた取組を推進します。
- (イ) いわゆる1/3ルール等の商慣習見直しに向けた実証事業への支援を行い、セミナーやシンポジウムを通じて普及啓発を図るとともに、フードバンクの活動を推進します。

#### エ 「食と農林漁業の祭典」の開催

生産者と消費者、日本と世界の絆を深め、我が国の「食」と「農林漁業」についての素晴らしい価値を国内外にアピールするため、24年度に引き続き、「食と農林漁業の祭典」を開催します。

### 3 食品産業の持続的な発展

#### (1) バリューチェーンの形成のための取組の推進

##### ア 食品流通の効率化・高度化

###### (ア) 食品流通の効率化

食品流通の効率化を図るため、フードチェーンの各段階において、関係者が連携して行う取組を推進します。

###### (イ) 卸売市場の機能強化・活性化等

卸売市場の機能強化・活性化を図るため、コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者や実需者のニーズへの的確な対応、卸売市場間の役割分担の明確化による効率的な流通の確保等に向けた取組を推進します。

##### イ フードチェーンにおける取引情報の標準化の推進

生鮮食料品流通における取引業務の効率化や、バリューチェーンの形成に必要な商品情報の共有化が可能となる、流通BMS（流通ビジネスメッセージ標準）を導入するための関係者による検討、効果の検証の取組を支援します。

##### ウ 高齢化の進展等に対応した食料提供等

(ア) 民間事業者等が、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる「食料品アクセス問題」をかかえる市町村等と連携して行う地域の実態を踏まえた取組を支援します。

(イ) 介護食品などに関し、その提供のあり方等について検討を行います。

##### エ 食料品バリューチェーンの推進

(ア) バリューチェーンの新展開を図るため、優良事例を体系的に整理するとともに、融資制度の活用を含む促進方策の検討等により、バリューチェーン構築を促進する取組を支援します。

(イ) 新たな食品表示制度への円滑な移行を図るため、食品表示に係る実態調査等を踏まえ、IT技術を活用した適正表示のためのシステム構築の検討等を行います。

#### (2) 国内市場の活性化

##### ア 農商工連携や地域食品のブランド化等の推

##### 進

(ア) 6次産業化、農商工連携、地産地消等を先導・サポートする人材の育成・派遣による支援体制を整備するとともに、農林漁業者等が個別または食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者と連携して行う新商品開発や商談会等を通じた販路開拓の取組、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（23年3月施行）等に基づき認定された農林漁業者等が農林水産物を加工・販売するための機械・施設の整備等を支援します。

(イ) 加工・業務用需要に対応した国産原材料の安定的な供給連鎖（サプライチェーン）の構築に向け、生産者・中間業者・食品製造事業者等による一体的な取組を支援します。

(ウ) 食品産業の競争力の強化のため、競争的資金を活用して技術開発を促進するとともに、異業種・異分野間を含めた産学官の連携形成等の取組を支援します。

(エ) 農山漁村の持つ知的財産として地域ブランド製品の価値を十分に評価し、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組を一層強化します。

##### イ 食品産業における環境負荷の低減及び資源の有効利用

(ア) 食品廃棄物の削減及び有効利用促進対策  
a 24年4月に施行した食品廃棄物等の発生抑制にかかる業種・業態別の目標値について、まだ設定していない業種とあわせて26年度からの本格実施に向けデータ収集及び評価を進めます。

b 高付加価値の肥飼料化に取り組む食品リサイクル・ループの構築やバイオガスのエネルギー利用等の地域活性化につながる新たな食品リサイクルシステムづくりの支援を行い食品廃棄物の有効利用のための取組を促進します。

c 前回の「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（13年5月施行）の改正

から24年12月で5年を経過したことから、法の施行状況を点検します。

#### (イ) 容器包装リサイクル促進対策

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(7年12月施行)に基づく義務履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導、食品小売事業者からの定期報告等を実施します。

#### (ウ) CO<sub>2</sub>排出削減対策

食品産業におけるCO<sub>2</sub>排出削減に向けた多様な取組事例(製造・流通分野の事業者が連携した取組等)の調査・検討・分析を実施し、中小事業者向けの研修会や優良事例の表彰を開催するとともに、自主行動計画の進捗状況の点検等を実施します。

#### ウ 食品関係事業者のコンプライアンスの確立のための取組

食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど食品関係事業者のコンプライアンス(法令の遵守及び倫理の保持等)確立のための各種取組を促進します。

#### (3) 海外展開による事業基盤の強化

食品産業事業者が中小企業等の金融支援スキームの活用等により海外展開を行う取組や、品質管理体制の強化等食品産業事業者の国内基盤強化のための取組を支援します。

### 4 総合的な食料安全保障の確立

「緊急事態食料安全保障指針」(24年9月策定)に基づき、食料の安定供給を確保するための平時の取組を行います。

#### (1) 生産資材の確保等生産面における不安要因への対応

##### ア 動植物防疫体制の強化

###### (ア) 家畜防疫体制の強化

世界各国における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生等を踏まえ、国内における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止、発生時の危機管理体制の整備等を実施します。

###### (イ) 輸入検疫体制の強化

a 防疫官の適切な配置等検査体制の整備・強化や、対象病害虫を明確化した適切な輸入植物検疫措置の実施等により、家畜及び水産動物の伝染性疾患及び植物の病害虫の侵入・まん延を防止します。

b 政府が輸入する米麦について残留農薬等の検査を実施します。

###### (ウ) 産業動物獣医師の育成・確保

産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学の学生への修学資金の貸与や獣医系大学の学生を対象にした産業動物獣医師の業務について理解を深めるための臨床研修等の実施による産業動物獣医師の育成等の支援、産業動物獣医療の提供体制整備に取り組む地域へ支援します。

##### イ 肥料の供給安定化対策

肥料供給の安定化のため、りん鉱石等の海外調達に依存している肥料原料の安定確保に向けた取組を実施するとともに、堆肥のペレット化等の国内に存在する有機資源を肥料に有効利用する取組を支援します。

##### ウ 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化

食料の安定供給に資する品種の育成・改良に貢献するため、農業生物資源ジーンバンクにおいては、収集した遺伝資源を基に、幅広い遺伝変異をカバーしたコアコレクションの整備を進め、植物・微生物・動物遺伝資源のさらなる充実と利用者への提供を促進します。

#### (2) 流通・消費面における不安要因への対応

##### ア 食のライフラインの確保

(ア) 緊急時においても食料の安定供給を確保するため、食品のサプライチェーンの機能維持のための取組を支援します。

(イ) 震災時にも円滑な食料供給を可能とするため、食品産業事業者等の連携・協力等に基づく、震災を想定した食料供給の実証を行う取組を支援します。

##### イ 適切な備蓄の実施

###### (ア) 米

米穀の備蓄運営について、米穀の供給が不足する事態に備え、国民への安定供給を



確保するため、100万t程度（25年6月末時点）の備蓄保有を行います。

(イ) 麦

海外依存度の高い小麦について、港湾スト等により輸入が途絶した場合に備え、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成します。

(ウ) 飼料穀物

海外依存度の高い飼料原料について、天災等による海外からの供給途絶や国内の配合飼料工場の被災といった不測の事態に対応するとともに、調達先の多元化に伴い、脆弱なインフラ等に起因する輸送遅延が発生したことも踏まえ、とうもろこし・こうりゃんを60万t備蓄します。

**(3) 国際的な食料の供給不安要因への対応**

**ア 国際食料需給・価格動向分析等**

(ア) 国際食料需給・価格動向分析

省内外において収集した国際的な食料需給にかかる情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析や、中長期の需給見通しを策定し、これらを国民にわかりやすく発信します。

(イ) 農産物の安定的な輸入の確保

穀物の輸入先国との緊密な情報交換を通じ、安定的な輸入を確保します。

(ウ) 商品先物市場の健全な発展に向けた取組

商品先物市場の監視を行うとともに、外国規制当局と協力しつつ適切な市場管理を行うことにより、商品先物市場の健全な運営の確保に努めます。

(エ) 国際港湾の機能強化

a ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実現するため、「国際バルク戦略港湾」において、効率的な海上輸送網の拠点となる港湾施設の整備や、企業間連携の促進による大型船を活用した共同配船等の輸送の効率化に向けた取組を促進するための施策を推進します。

b 国際海上コンテナターミナル、国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推

進します。

**イ 国際協力の推進**

(ア) 世界の食料安全保障にかかる国際会議への参画等

a G8・G20サミット及びその関連会合、アジア太平洋経済協力（APEC）食料安全保障に関する政策パートナーシップ（PPFS）会合及び首脳会議、ASEAN+3農林大臣会合、国際連合食糧農業機関（FAO）総会、OECD農業委員会等世界の食料安全保障にかかる国際会議に積極的に参画し、世界の食料生産の増大及び生産性の向上、多様な農業の共存に配慮した持続可能な農業に向けて国際的な議論に貢献します。

b 第2回日中韓農業大臣会合を我が国で開催し、日中韓における食料安全保障を含む農林水産分野での協力について3国間で協議を行います。

(イ) 食料・農業分野における技術・資金協力  
世界の貧困削減・飢餓撲滅に貢献すべく、食料・農業分野における以下の国際協力を実施します。

a 援助需要を的確に反映した国別援助方針を策定します。

b 開発途上国からの要請に応じ、技術協力及び資金協力を実施します。

c ①農林水産業への支援を通じた貧困削減、②気候変動等地球規模の課題への対応を農林水産分野のODAにおける重点分野とし、国際協力を効果的に実施する上で必要となる基礎的な調査、技術開発、人材育成及び農林水産分野の国際機関への拠出を通じた協力活動等を実施します。

(ウ) 農林水産業への支援を通じた飢餓・貧困削減対策の強化

a APEC地域内の食料安全保障の強化に貢献するため、APEC食料安全保障担当大臣会合（22年10月開催）において採択された行動計画に基づき、我が国が構築したアジア太平洋食料安全保障情報プラットフォーム（APIP）の機能強化及び改善等

に取り組むとともに、APEC食料安全保障に関するワークショップを開催します。

- b 東アジア地域における大規模災害等の緊急時に米を支援する「ASEAN + 3緊急米備蓄」の体制を確立するための支援を行います。
- c 食料価格乱高下対策など、世界の食料安全保障の強化のため、ASEAN + 3農林大臣会合の合意により実施されている「アセアン食料安全保障情報システム（AFSIS）」を促進し、また、G20農業大臣会合（23年6月開催）において合意された「農業市場情報システム（AMIS）」の活動及び国連統計委員会（22年2月開催）で策定された「農業及び農村統計の改善のための世界戦略」を積極的に支援します。
- d アフリカの食料安全保障に貢献するため、米生産倍増、豆類の増産、いも類の増産を支援します。また、農業統計整備のための支援を強化します。

#### ウ 海外農業投資の支援

- (ア) 海外農業投資を支援するため、関係府省・機関により構成される「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」において取りまとめた「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」（21年8月策定）に基づき、民間企業に対する農業投資にかかる情報提供を実施します。
- (イ) FAO世界食料安全保障委員会において開始された、責任ある農業投資のための原則を策定するための議論に積極的に参加するとともに、FAO、世界銀行など4つの国際機関が策定した「責任ある農業投資（PRAI）」の有用性を実証するための取組を支援します。

### 5 国際交渉への対応

#### (1) WTO交渉における取組

「多様な農業の共存」という基本理念の下、各国の農業が発展することができるような貿易ルールの確立に向けて交渉に取り組みます。

具体的には、12月の第9回WTO閣僚会議に

向けて、我が国の食料輸入国としての立場を最大限に反映すべく、関係国等と連携を図りつつ、政府一体となって戦略的かつ前向きに対応します。

#### (2) EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）への取組等

EPA/FTAについては、我が国として主要な貿易相手をはじめとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めます。

具体的には、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向け、日豪、日加、日中韓及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の交渉等を進めます。

TPP協定交渉については、交渉参加国との協議が終了したところ、今後、交渉参加国の国内手続きが完了し次第、我が国はTPP協定交渉に参加していきます。

また、日モンゴル、日コロンビア及び日EU交渉等を進めます。

## IV 農業の持続的な発展に関する施策

### 1 攻めの農業の展開

25年1月に大臣を本部長とする「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図り、農林水産業の中期的な展望を切り開く観点から、

ア 農林水産業の多面的機能を評価した「日本型直接支払」、「経営所得安定制度」を中心とする「担い手総合支援」の具体化

イ 我が国農林水産業の強みを分析し、内外の市場開拓、付加価値の創造等の具体的戦略の検討

を通じ、消費者ニーズの変化に即応し、多様な関係者を巻き込んだ我が国農林水産業の新たな展開の具体化について、現場の実態を重視しながら検討していきます。

### 2 競争力強化・国土強靱化に向けた農業生産基盤等の整備・保全

担い手への農地集積の加速化、農業の高付加価値化等のための水田の大区画化・汎用化・畑地か



んがい等の整備や、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策を推進します。

**(1) 農業競争力強化に資する基盤整備**

担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値等を図るため、農業者の自力施工の活用も含めて、農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい、用水路のパイプライン化等を実施します。

**(2) 農村地域の防災・減災対策**

ア 老朽化した農業水利施設の機能診断や補修・更新、集中豪雨による農村地域の<sup>たんすい</sup>湛水被害防止対策や地すべり対策等を実施します。

イ 基幹的な農業水利施設やため池等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事等を実施します。

ウ 津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施します。

**(3) 地域の裁量を活かした制度の推進**

地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域のニーズに応じた農業農村、森林、水産分野の整備を支援します。

**(4) 農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施**

生態系や景観等の農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備を推進します。

**(5) 効率的・効果的な事業の実施**

事業を効率的かつ効果的に進めるため、24年度に引き続きコストの縮減に資する取組を推進します。

**(6) 強い農業づくり交付金に基づく施設整備**

国内農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を、都道府県向け交付金として支援します。

**3 担い手・農地総合対策の実施**

**(1) 「人と農地の問題」の解決に向けた施策の推進**

**ア 人・農地プランの策定活動等**

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等で、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域の「人と農地の問題」を解決して

いくため、集落・地域の関係者が徹底した話し合いを行い、今後の地域の中心となる経営体はどこか、そこへどうやって農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などを明確にした「人・農地プラン」の策定を推進します。

このプランに基づき、就農直後の所得を確保する青年就農給付金（経営開始型）の給付や中心となる経営体への農地の集積を円滑に進めるための農地集積協力金及び農業機械等の取得に対する補助としての経営体育成支援事業等を一体的に実施します。

**イ 地域農業支援組織連携強化活動支援**

「人・農地プラン」の作成・実行に向け、地域内の合意形成を効率的・効果的に進められるよう、市町村段階の地域農業支援組織の連携・分担による推進体制を強化します。具体的には、連携・分担を明確にすることを前提として、地域連携推進員の設置等の取組を支援します。

**(2) 新規就農・経営継承総合支援**

ア 将来の我が国の農業を支える人材を確保するためには、青年新規就農者を増大させる必要があることから、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、

- ① 就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金の給付
- ② 雇用就農を促進するために農業法人が実施する実践研修への支援
- ③ 今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等に対する支援を推進します。

イ 初期投資の負担を軽減するため、農業機械等の取得に対する補助や無利子資金の貸付けを行います。

ウ 被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成等を支援します。

### (3) 担い手への農地集積の推進

今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれています。このため、地域での話し合いを通じた合意形成等により、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進することを通じ、「平成の農地改革」を強力に推進し、持続可能な力強い農業構造を目指すため、以下の施策を講じます。

#### ア 農地集積協力金

人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者に対して農地集積協力金を支払います。

#### イ 規模拡大交付金

農地の受け手が、農地利用集積円滑化団体等を通じて、面的集積（連坦化）するために利用権を取得した農地の面積に応じて交付金を支払います。

### (4) 担い手の育成・確保

ア 家族農業経営については、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の取組による経営改善を促します。その際、農業者の自主的な申請に基づき市町村等地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、認定農業者制度の活用を推進するとともに、「人・農地プラン」で中心経営体に位置付けられた経営体が認定農業者として認定されるよう推進します。

イ 集落営農については、地域農業の生産性向上や経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等のため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の組織化や代表者・経理担当者等の育成を推進するとともに、「人・農地プラン」の中心経営体に集落営農を位置付けることや、法人化等の経営発展を推進します。

ウ 法人経営については、地域における雇用創出や経済活動の活性化、農地の保全等に寄与していると考えられます。このため、その育成・確保を図るとともに、当該法人経営が「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられるよう推進します。

### (5) 農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

#### ア (株) 日本政策金融公庫

(ア) 「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れる農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

(イ) 大規模災害等の発生時に民間資金が円滑に供給されるよう危機対応円滑化業務の実施に必要な措置を講じるほか、(株) 日本政策金融公庫の円滑な業務に資するため、貸付けにより生じるコストについて、一般会計から補給金・補助金等を交付します。

#### イ 農業近代化資金

農林中央金庫の農業近代化資金の融通に対し、利子補給を交付します。

#### ウ 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

民間金融機関と都道府県農業信用基金協会との協調融資方式により、農業経営改善促進資金（短期運転資金。スーパーS資金）を低利で融通できるように、基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

#### エ 農業信用保証保険

第三者保証人に依存せず債務保証が受けられるようにすることにより、農業経営に必要な資金の円滑な融資を農業信用保証保険制度の面から支援します。

### (6) 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動等の促進

#### ア 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場への女性の参画を促進するため、農業協同組合の理事や農業委員に女性が一人も登用されていない組織の解消を目指し、地域組織レベルでの女性登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施します。

特に「人・農地プラン」の作成に当たっては、女性が市町村による検討会メンバーのおおむね3割以上参画することとしています。

#### イ 女性の能力の積極的な活用

女性の経済的地位の向上と女性が活動しやすい環境整備を図り、女性の能力の積極的な活用を図るため、6次産業化支援事業等において女性への周知徹底等により女性による事業活用を促進するほか、女性農業者相互のネットワークの形成や情報交換、異業種との交流機会の設定等の支援を実施します。

#### ウ 高齢農業者の活動の促進

農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりのため、農村の高齢者が、農業に関する豊富な知識や技術、経験を活かし、新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援します。

#### エ 障害者の就労促進

農業分野における障害者就労を推進するための仕組みや組織づくり、農業側と福祉側とのマッチング、普及・啓発等の取組を実施します。

#### (7) 作業を受託する組織の育成・確保

農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減を図るとともに、規模拡大や主要部門への経営資源集中等を通じた経営発展を促進する観点から、地域の実情を踏まえつつ、生産受託組織やヘルパー組織の育成・確保を推進します。

### 4 優良農地の確保と有効利用の促進

農地制度については、国内の農業生産の基盤である農地の確保とその有効利用の徹底を図る観点から21年12月に改正された「農地法」等に基づき制度を適切に運用します。

また、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の検討を進めます。

#### (1) 計画的な土地利用の推進

農地の転用規制及び農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めます。

#### (2) 耕作放棄地対策の推進

ア 耕作放棄地を早急に解消するため、経営所得安定対策による農業経営を継続できる環境づくりや改正「農地法」に基づく遊休農地解

消のための仕組みの適正な運用等と併せて、荒廃農地の再生利用を支援します。

イ 改正「農地法」に基づき、現場で農地制度の運用を担う農業委員会が行う農地の利用状況調査、遊休農地所有者等への指導等の活動を支援します。

### 5 農業の高付加価値化等の推進

#### (1) 農林漁業成長産業化ファンドの本格始動

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。

#### (2) 6次産業化支援対策

農山漁村の所得や雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が個別に、または食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な業種の事業者と連携して行う地産地消、6次産業化、農商工連携等の取組に必要な機械・施設整備や新商品開発・販路開拓、知的財産を活用した新しいビジネスモデルの構築等の取組を支援します。

#### (3) 農林水産物・食品の総合的な輸出促進

我が国農林水産業・食品産業の発展のためには、アジアをはじめとする世界の経済成長を取り込むべく、輸出の拡大に取り組むことが重要な課題となっています。しかし、農林水産物・食品の輸出は円高や原発事故の影響によって落ち込んでおり、その回復・拡大が急務となっていることから、政府一体となって輸出拡大策の検討に取り組めます。

輸出促進に関する事業として、以下の取組を行います。

ア 輸出を飛躍的に拡大するため、事業者発掘から商談支援まで、(独)日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)との連携強化を通じた、川上から川下に至る総合的なビジネスサポート体制を構築するとともに、輸出拡大に必要な調査等を実施します。

イ 「地球に食料を、生命にエネルギーを」がテーマの2015ミラノ国際博覧会出展のため、日本館の設計・建築、展示物の制作、行催



事・広報活動についての計画の推進を行います。

ウ 国内外の市場を目指して、現場発の発想で国産農林水産物・食品とこれに関連する多様なモノ・サービスとを結び付けるなどし、地産地消、国産消費の拡大、輸出の促進等を推進します。

(ア) 海外において日本食の理解の深化を図るため、海外レストラン、日本食の料理人等の世界的ネットワークを活用した日本食の魅力を発信する取組などを支援します。

(イ) 日本食・食文化を発信する日本食フェスティバルや日本食・食文化の普及伝道師の育成、世界のハブ都市における日本食・食文化情報発信拠点の設置、日本食文化週間の開催、海外メディアに対する国内の取組紹介、被災地産品の輸出回復のためのプロモーション等を一体的、戦略的に展開するプロジェクトを実施します。

エ 日本国内や諸外国における商談会、輸出セミナーをはじめ、有力海外食品見本市への出展支援など農林漁業者、食品企業等の輸出促進のための活動を支援します。

オ 「農林水産知的財産保護コンソーシアム」や「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動等を通じた知的財産の保護の強化を推進します。

カ JETROにおいて、輸出拡大のため輸出に取り組む事業者の裾野拡大、国内外におけるきめ細かなビジネスマッチング支援等商談機会の創出、主要輸出市場における調査等を実施します。また、(独)中小企業基盤整備機構では、国内外展示会への出展支援や実現可能性調査支援等を通じ中小企業の海外展開を支援します。

キ JETROにおいて、海外ネットワークを活用して諸外国における規制制度や、消費者動向及び流通等について調査し、ウェブサイトやセミナー等で発信します。

ク 北海道産農水産物・食品の輸出を促進するため、輸出に関する物流改善の取組と連携し、道産食材を使った新たな食スタイル等の

海外への発信や、現地ニーズ等を輸出関係者へ提供する戦略的な情報発信について調査を実施します。

#### (4) 産地の戦略的取組の推進

ア 産地の収益力向上に向けた戦略の策定を推進するとともに、その戦略の策定から実行に対して、生産現場の豊富な知識を有する普及指導員等のほか、新たに開発された品種、機械、栽培方法、加工方法等の多様な外部専門家が一体となった産地の支援体制の構築を推進します。

イ 北海道において農産物の高付加価値化を図るため、雪氷を活用した農産物保存の取組を促進し、大規模災害発生時に保存農産物を供給する流通型食料備蓄システムの構築について検討します。

#### (5) 収益性の高い部門の育成・強化

ア 農業所得の増大を図り、農地を有効に利用していく上で、収益性の高い非食用作物についても育成・強化を図ります。特に花きについては、教育効果の高い<sup>はないく</sup>花育活動の推進等により国内の需要拡大を図りつつ、生販連携を通じた日持ち保証販売の推進等により輸入品に対する競争力を強化する取組を進めます。また、国産の花きは、2012フェンロー国際園芸博覧会（フロリアード2012）（24年4月～10月開催）において生産技術等が高く評価されたところであり、その強みを活かした輸出の取組を支援します。

イ 農産物が有する多彩な物質を生成する機能等を活かした新たな産業の創出に向けて、新たな食品素材や工業・製薬原料等になり得る機能性成分を持つ農産物の開発・発掘、有効性・安全性に関する情報発信、製品化に向けた取組を支援します。

ウ 産地の収益力向上や体質強化を図るため、植物工場等の施設整備、低コスト化技術及び高付加価値化技術の実証・導入、栽培技術者の育成、植物工場等で生産される農産物の安定供給モデルの構築、生産者と実需者のマッチング等を支援します。

エ 地域において付加価値の高い農業生産を確

立し、地域の競争力を高めるため、地域特産作物に使用可能な農薬の適用拡大を支援します。

## (6) 農業生産資材費の縮減等

### ア 農業生産資材費の縮減

(ア) 肥料、飼料、農薬、農業機械等の農業生産資材費の縮減に向け、単肥や単肥を混合した配合肥料、エコフィード等の低コスト飼料、大型包装農薬やジェネリック農薬、中古農業機械等の低コスト生産資材の活用を推進します。

(イ) 農業者の生産資材の効率的利用を促進するため、土壌中の肥料成分を踏まえた施肥や局所施肥、地域の土壌条件や作物に応じた減肥基準の策定等による肥料利用効率の向上、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の活用による農薬使用量の抑制、作期分散による農業機械稼働率の向上等を推進します。

(ウ) 農業資材の生産・流通・利用の流れ全体を通じたコスト低減などにより、農業の生産性を高める方策について調査分析を実施します。

### イ 飼料価格高騰対策

配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度を適切に運用するとともに、国産飼料の増産や食品残さを飼料として利用する取組等を支援します。

### ウ 省エネルギー対策

ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等の施設園芸省エネルギー設備のリース導入支援を実施します。

## (7) 農業と医療、介護、福祉等の連携

医療、介護、福祉等の多様な業種と連携した施策として、農林水産物・食品の持つ疾病予防機能の科学的根拠の獲得手法や機能性成分を多く含む品種の開発、新たな食品素材や工業・製薬原料等になり得る機能性成分を持つ農産物の開発・発掘、有効性・安全性に関する情報発信、製品化に向けた取組の支援、介護食品などに関しその提供のあり方等についての検討、障害者の農業分野への就労促進や障害者雇用のための農園整備の促進

等の取組を実施します。

## 6 経営所得安定対策の実施

### (1) 経営所得安定対策（24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組み）

経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促すことを目的とするものです。

#### ア 畑作物の直接支払交付金（24年産の「畑作物の所得補償交付金」と同じ枠組み）

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。

#### イ 水田活用の直接支払交付金（24年産の「水田活用の所得補償交付金」と同じ枠組み）

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

#### ウ 米の直接支払交付金（24年産の「米の所得補償交付金」と同じ枠組み）

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

#### エ 米価変動補填交付金

24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた「販売農家」、「集落営農」に対して、「24年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

#### オ 水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの24年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填しま



す。

なお、米については、米価変動補填交付金との重複を避けるための調整措置を行います。

## カ 加算措置

再生利用交付金（24年産の「再生利用加算」と同じ枠組み）

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、交付金を最長5年間支払います。

### （2）米の需給調整の推進

主食用米の需要は、人口の減少や高齢化の進展等により今後も減少していくことが見込まれるため、引き続き需給調整を図ることが必要との観点から、年度ごとに需要実績等に基づき生産数量目標を策定・配分し、需要に応じた米の供給を推進します。

## 7 生産振興対策の実施

### （1）畜産関係対策の実施

ア 加工原料乳の再生産と肉用子牛生産の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度を適正に運用します。

イ 指定食肉（牛肉・豚肉）の価格安定を図るため、「畜産物の価格安定に関する法律」（昭和36年11月施行）を適正に運用します。

ウ 上記のほか、経営安定対策として、以下の施策等を実施し、畜産農家等の経営安定を図ります。

（ア）酪農関係では、①チーズ向け生乳を対象とした助成金の交付及び生産者団体が自ら乳製品を製造する取組を対象とした補助金の交付、②加工原料乳及びチーズ向け生乳の取引価格が低落した場合の補填、③持続的な経営を行う酪農家（飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金交付等の対策

（イ）肉用牛関係では、①肉用子牛対策とし

て、肉専用種を対象に肉用子牛生産者補給金制度を補完する肉用牛繁殖経営支援事業、②肉用牛肥育対策として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）

（ウ）養豚関係では、養豚経営安定対策事業

（エ）養鶏関係では、鶏卵生産者経営安定対策事業

### （2）野菜関係対策の実施

ア 野菜価格の低落に際しては、生産者補給交付金等の交付を円滑に行います。

イ 野菜の生産及び出荷の実態に合わせた対象出荷期間の延長等の運用改善を図ります。

ウ 加工・業務用野菜への対応を強化する産地にあっては、最低基準額の引き下げに係る特例措置について、生産者負担の軽減を図る等の運用改善を図ります。

エ 不作時において、生産者が、価格高騰している市場ではなく契約に沿って野菜を出荷した場合や中間事業者を含めて契約数量の確保のために市場調達等をした場合に、補填を受けられる仕組みを措置します。

オ 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネ設備のリース導入及び燃油価格高騰時のセーフティネットの構築を支援します。

### （3）果樹・茶支援対策の実施

#### ア 果樹関係対策

優良品目・品種への転換や小規模園地整備など産地の構造改革を進めるほか、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対する支援を引き続き行います。

#### イ 茶関係対策

茶の優良品種への転換、高品質化を加速化するため、改植等を実施した際の未収益期間に対する支援及び改植に要する経費に対する支援を実施します。

### （4）砂糖及びでん粉関係対策の実施

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和46年6月施行）に基づき、さとうきび・でん粉原料用かんしょ生産者及び国内産糖・国内産いもでん粉の製造事業者に対して、経営安定のための支援を実施します。

## 8 農業災害による損失の補填

災害による損失を補填し、被災農業者の経営安定を図ることにより、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業生産力の発展に資するため、

- ① 都道府県及び農業共済団体に対する、農業災害補償制度の適切な運営推進及び一層の加入促進の指導等
- ② 災害発生時における遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立等の措置
- ③ 農業共済の共済掛金及び農業共済団体の事務費等に対する助成措置を講じます。

## 9 農作業安全対策の推進

年間約400件発生している農作業死亡事故の低減に向け、

- ① 農作業事故の実態や事例に基づいて安全指導を行うため、対面調査により詳細な調査・分析を行うとともに、映像を用いて高齢農業者の安全意識を効果的に高めるなど有効な啓発方法の検討・策定
- ② 農作業事故の発生時に速やかに通報できるシステムを構築し、死亡事故の減少につなげるため、転倒事故通報システムの農業現場での実用化
- ③ 地域ぐるみでの農作業安全活動を自立的で継続的に実践する体制の整備を促進するため、都道府県段階または市区町村段階に設置する農作業安全推進協議会の取組への支援
- ④ 行政機関や民間事業者等の関係者の協力の下、春と秋に実施する「農作業安全確認運動」等を通じ、農業者の安全意識の向上を図るほか、農業機械の安全対策に関する研究を進めます。

## 10 持続可能な農業生産を支える取組の推進

### (1) 環境保全型農業の推進

ア 持続可能な農業生産を支える取組の推進を図るため、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と一体的に実施す

るカバークロップの作付け、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、有機農業等環境保全効果の高い営農活動に対して支援を実施します。また、全国共通の支援対象取組に加え、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で地域を限定して支援の対象とする地域特認取組に対する支援も実施します。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進、「農業環境規範」の普及・定着にも取り組みます。

ウ 全国エコファーマーネットワークへの参加者の拡大を促進するため、農業者、消費者、流通関係者等に対し、エコファーマーをはじめ環境保全型農業に関する情報提供を実施します。

エ 「有機農業の推進に関する法律」(18年12月施行)及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」(19年4月策定)に基づき、有機農業の栽培技術の体系化や有機農産物の理解促進、有機農業に取り組む産地の供給力拡大のための取組を推進するとともに、技術の研究開発、研究成果の普及等、有機農業の推進体制の整備を図ります。

オ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(11年11月施行)の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理に加え、その利活用を図るため、耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくり、地域の実情に応じてエネルギー利用等の高度利用を推進します。

### (2) 環境保全機能に関する直接的な助成手法の実施

ア 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と一体的に実施するカバークロップの作付け、有機農業等地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を実施します。

イ 全国共通の支援対象取組に加え、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で地域を限定して支援の対象とする地域特認取組に対する支援を実施します。

## V 農村の振興に関する施策

### 1 農業の多面的機能の維持・向上に向けた施策

#### (1) 多面的機能・担い手調査

農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払」及び新たな経営所得安定制度を中心とする「担い手総合支援」の制度設計に向けた調査を実施します。

#### (2) 農業の多面的機能を踏まえた直接支払

##### ア 中山間地域等直接支払交付金

(ア) 条件不利地域において、引き続き農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度に基づく直接支払いを実施します。

(イ) 高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携等安定的な受皿をつくることにより、農業生産活動の維持を図っていきます。

(ウ) 意欲ある多様な農業者の育成・確保や生産性の向上等を推進するなどにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進します。25年度からは、本制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額を加算します。

##### イ 農地・水保全管理支払交付金

農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながる、下記の取組を支援します。

(ア) 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や農村環境の保全のための活動を支援します。

(イ) 農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新、水質や土壌等の高度な保全活動を行う集落を支援するとともに、広域での取組を強化する活動組織等を支援します。

### 2 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大

#### (1) 農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進

農山漁村に豊富に存在する土地、小水力等の資源を活用し、農山漁村の活性化を図るため、再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組の構想・計画策定等の推進、小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等を支援します。

#### (2) 「地域資源」を活用した「産業」の創造

ア 農林水産業及び農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林漁業者による6次産業化を促進するとともに、技術革新や農商工連携等を通じ、様々な資源活用の可能性を追求します。その際、潜在的な需要を開拓して新たな素材や新商品を開発するとともに、他産業における革新的な活用方法の創出と新たなビジネスモデルの創造を推進します。

イ 農林水産業・農山漁村に豊富に存在する資源と様々な産業の先端技術等を結び付けた、新たな産業の創出に向け、市場調査に基づく新たな総合戦略を策定するとともに、農林漁業者や異業種・異業態の事業者間の連携により、市場ニーズに即した商品開発や新たなサービスを創造するための事業化可能性調査や新技術等の実証を支援します。

ウ 北海道の基幹産業である食関連産業の育成による食料供給力の一層の強化のため、北海道に豊富な賦存量を有する再生可能エネルギー等、北海道の資源・特性を活かした大規模植物工場を中心とする新たな食関連産業の育成について調査を実施します。

### 3 都市と農村の共生・対流

#### (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金

集落が市町村、NPO等多様な主体と連携し、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援します。



**(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金**

農山漁村における定住、二地域居住及び地域間交流の促進による活性化を図るため、生産基盤及び生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備等の取組を支援します。

**(3) 新たな交流需要の創造**

ア グリーン・ツーリズム等、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進します。

イ 観光に関係する府省庁の連携により都市と農村の交流を促進します。

ウ 観光を通じた地域振興を図るため、行政区画にとらわれないエリアで様々な関係者が協働し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上滞り交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進します。

**(4) 人材の確保・育成、都市と農村の協働**

ア 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動の推進に必要な外部専門家や都市人材を長期に受け入れ、地域活性化と暮らしの安心につなげていく取組を支援します。

イ 空き家、廃校等を活用した定住、二地域居住等の農村への定住等促進に向けた地域の取組や、高齢者の冬期集住の取組、地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のための空き家、廃校等を補修する取組を支援します。

ウ 空き家住宅・空き建築物の活用を推進する地方公共団体を支援します。また、二地域居住について、国の実施すべき具体的施策等を関係府省が連携して推進します。

エ 条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、豪雪地域）において、交流の促進等を図るために、市町村等が行う地域内の既存公共施設を活用する施設整備等を支援します。

**(5) 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用**

ア 農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係

府省が連携し、子どもの農山漁村宿泊体験等を推進するとともに、農山漁村を健康づくりの場等として活用する取組を支援します。

イ 「子どもの水辺」再発見プロジェクト」の推進、水辺整備等により、河川における交流活動の活性化を支援します。

ウ 「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」（15年5月策定）に基づき、景観整備・散策路整備等の周辺整備等を推進します。

また、歴史的砂防施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核に位置付けるなど、新たな交流の場の形成を推進します。

エ 「エコツーリズム推進法」（20年4月施行）に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発広報活動などを総合的に実施します。

オ エコツーリズムを通じた地域の魅力向上のため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成など、地域におけるエコツーリズムの活動の支援を行います。

**4 都市農業の保全と振興**

都市の住民の「農」のある暮らしを楽しみたいというニーズの高まりや、地震や水害への備えとして農地を維持・活用すべきとの主張を踏まえ、都市及びその近接地域において住民・NPO・農業者等が行う多様な活動や、市民農園等の施設整備を支援し、都市農業の振興と都市農地の保全を推進します。

**5 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全**

**(1) 鳥獣被害対策の推進**

ア 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（20年2月施行）に基づき市町村による被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進します。

イ 市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追い払い、緩衝

帯の設置、捕獲獣を地域資源として利用するための処理加工施設の整備等の取組を推進します。

ウ 東日本大震災や東電福島第一原発の事故に伴う捕獲活動の低下による鳥獣被害の拡大を抑制するための侵入防止柵の整備等を推進します。

エ 鳥獣の生息環境にも配慮した森林の整備・保全活動を推進します。

オ 地域における技術指導者の育成を図るため、普及指導員、市町村職員、農林漁業団体職員等を対象とする研修を実施します。

カ 鳥獣を誘引しない営農管理手法など、鳥獣被害を防止する技術の開発を推進します。

キ 地域ブロック単位の連絡協議会の積極的な運営や、鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進します。

## (2) 農村コミュニティの維持・再生

### ア 良好な農村景観の形成等

(ア) 良好な農村景観の再生・保全を図るため、コンクリート水路沿いの植栽等、土地改良施設の改修等を推進します。

(イ) 河川湿地の保全・再生や河川本来のレキ河原の復元等、自然再生事業を推進します。

(ウ) 魚類等の生息環境改善や人と自然がふれあえる地域整備を図るため、河川やため池等の水路結合部の段差解消による水域の連続性の確保、生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりを推進します。

### イ 経済の活性化を支える基盤の整備

(ア) 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進します。また、地方道については、各地域の事業等の計画と整合をとり計画的に整備を支援します。

(イ) 農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進します。

(ウ) 「道の駅」の整備により、休憩施設と地

域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援します。

(エ) 都市と農村地域を連絡するなど、地域間の交流を促進し、地域の活性化に資する道路の整備を推進します。

### ウ 農村コミュニティの維持・再生のための取組

地域活性化や地域コミュニティ再生の取組の拡大を図るため、「都市農村共生・対流総合対策交付金」を軸として、集落が多様な主体と連携し、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援します。

## (3) 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現

### ア 生活環境の整備

(ア) 農村における効率的・効果的な生活環境の整備

a 地域再生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する「地域再生計画」に基づき、関係府省が連携して道路や汚水処理施設の整備を効率的・効果的に推進します。

b 農業の持続的な発展を図るとともに、地域の創造力を活かした個性的で魅力あるむらづくり等を推進するため、関係府省が連携しつつ、農業生産基盤と農村の集落基盤の一体的な整備を推進します。

c 農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進します。

(イ) 交通

a 交通事故の防止、交通の円滑化を確保するため、歩道の整備や交差点改良等を推進します。

b 生活の利便性向上や地域交流に必要な道路、都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路の整備を推進します。

c 生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化



やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援します。

- d 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等のため、島しょ部等における港湾整備を推進します。

(ウ) 衛生

- a 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等について、未整備地域の整備とともに、より一層の効率的な污水处理施設整備のために、社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の徹底的な見直しを加速することが必要であり、都道府県構想策定のためのマニュアルを作成するなど、関係府省が密接に連携して支援します。
- b 下水道、農業集落排水施設においては、既存施設について、長寿命化や老朽化対策を適時・適切に進めるための地方公共団体による更新整備を支援します。
- c 農村における污水处理施設整備を効率的に推進するため、農業集落排水施設と下水道との連携及び農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を推進します。
- d 農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を推進します。
- e 下水道や農業集落排水施設等複数の污水处理施設が共同で利用できる施設の整備を図る污水处理施設共同整備事業（MICS）や従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を図る「下水道クイックプロジェクト」（18年11月策定）等により、効率的な污水处理施設の整備を推進します。
- f 人口の少ない地域においてより効率的な污水处理施設である浄化槽の整備を推進します。特に、地球温暖化対策の促進を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、低炭素社会

対応型浄化槽（省エネルギータイプ）の整備を推進します。

(エ) 情報通信

高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路、下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバ及びその収容空間を整備するとともに、民間事業者等のネットワーク整備のさらなる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバやその収容空間を開放します。

(オ) 住宅・宅地

- a 優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進します。
- b 地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅の供給を促進します。

(カ) 文化

- a 「文化財保護法」（昭和25年8月施行）に基づき、農村に継承されてきた民俗文化財に関して、特に重要なものを重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理・防災や伝承事業等に対する補助を行います。
- b 重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財に関しても、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて登録有形民俗文化財に登録するとともに、保存箱等の修理・新調、資料整備に対する補助を行います。
- c 棚田や里山等の文化的景観や歴史的集落等の伝統的建造物群のうち、特に重要なものをそれぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、修理・防災等の保存及び活用に対して支援します。

(キ) 公園

都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進します。

イ 医療・福祉等のサービスの充実

(ア) 医療  
「第11次へき地保健医療計画」(23~27年度)に基づき、へき地診療所等による住民への医療提供等農村を含めたへき地における医療の確保を推進します。

(イ) 福祉  
介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス拠点等の整備等を推進します。

## ウ 安全な生活の確保

(ア) 山腹崩壊、土石流等の山地災害等を防止するため、復旧治山等の事業により治山施設を整備するとともに、農地や居住地を潮害、飛砂、風害から守るなど重要な役割を果たす海岸防災林の整備等を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全を確保します。

(イ) 山地災害危険地区における治山事業について、地域における避難体制の整備等との連携により、減災に向けた効果的な事業を実施します。

(ウ) 自力避難の困難な障害者等災害時要援護者関連施設に隣接する山地災害危険地区等において治山事業を計画的に実施します。

(エ) 床上浸水被害が頻発するなどの度重なる水害が発生し、生活に大きな支障がもたらされている地域において、被害の防止・軽減を目的として、治水事業を実施します。

(オ) 近年、死者を出すなど甚大な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を重点的に推進します。

(カ) 人命の保護を図るため、将来起こり得る大規模地震等に起因するがけ崩れ等により地域に甚大な被害を起こすおそれのある箇所において、施設整備を推進します。

(キ) 病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を保全対象に含む危険箇所にかかる砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施します。

(ク) 地域の防災拠点等を保全する施設の整備や「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(13年4月施行、以下「土砂災害防止法」という。)

に基づく警戒避難体制の整備を実施し、ハード・ソフト一体となった効率的な土砂災害対策を実施します。

(ケ) 「土砂災害防止法」に基づく土地利用規制や、土砂災害警戒情報の提供等を実施し、ソフト対策の強化を推進します。また、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、「土砂災害防止法」に基づき、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を関係市町村へ通知するとともに一般に周知します。

(コ) 農地災害等を防止するため、ハード整備に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの構築や減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図ります。

(サ) 橋梁<sup>きょうりょう</sup>の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進します。

また、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進します。

## VI 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

### 1 技術・環境政策等の総合的な推進

#### (1) 革新的な技術開発の推進

様々な農政の課題に技術面で的確に対応するため、「農林水産研究基本計画」(22年3月策定)に基づき、以下の施策を推進します。

#### ア 食料供給力の強化を図る研究開発

(ア) 食用米と識別性のある超多収飼料用米品種、飼料用米の調製・給与による畜産物の高付加価値化技術等の開発を推進します。

(イ) パン・中華めん用の小麦等の高品質品種、大豆等の多収・機械化適性品種、米粉用加工適性を持つ品種、広域水田群への安定した水供給技術の開発を推進します。

(ウ) 農作業負担を軽減する農業自動化、軽労化、省力化技術、農作業を支援するアシス

トーツ、農作業技術の継承システムの開発を推進します。

(エ) 家畜の遺伝子の網羅的解析等により、優良な形質を持つ家畜を育成し、効率よく増やし、健康に育てるための技術を開発します。

(オ) 稲、麦、大豆、園芸作物等の農業上有用な遺伝子を同定し、DNAマーカーを開発するとともに、稲のDNAマーカー選抜育種を全国の育種機関で展開するための支援システムを構築します。また、ゲノム情報を活用した新しい育種技術や、遺伝資源等から有用遺伝子を効率よく発掘する技術を開発します。

#### イ 新需要を創出する付加価値の高い農産物、食品、新素材、医薬品等の開発

(ア) 農林水産物・食品の機能性成分が有する疾病予防機能の科学的根拠の獲得手法や機能性成分を多く含む品種の開発等を行います。

(イ) LED等の人工光源や波長等の光質制御が可能な被覆資材等により、野菜の品質向上や花きの生育・開花及び品質をコントロールする技術の開発を推進します。

(ウ) 遺伝子組換えカイコによる人工血管・軟骨再生素材等の医療用素材の動物での安全性・有効性の確認を推進します。

(エ) 密閉型植物工場において、遺伝子組換え植物を活用したワクチン・機能性食品等有用物質生産の実用化のために使用エネルギー効率の高い生産技術、品質管理技術を開発します。

(オ) 農産物とその加工品の多様な品質を生産現場で迅速に推測する新しい農産物評価法の開発を推進します。

#### ウ 地球温暖化等環境問題に対応する技術の開発

(ア) 農林水産分野における温暖化緩和技術として、温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明、温室効果ガスの排出削減技術、森林や農地土壌等の吸収機能向上技術の開発を推進します。

(イ) 有機資源の循環利用や微生物を利用した化学肥料や農薬の削減技術、養分利用効率の高い施肥体系、土壌に蓄積された養分を有効活用する管理体系等の確立を推進します。

(ウ) 農林水産分野における温暖化適応技術として、精度の高い収量・品質予測モデル等の開発を推進し、気候変動の農林水産物への影響評価を行うとともに、温暖化の進行に適応した栽培・飼養管理技術や害虫防除システムの開発を推進します。

(エ) ゲノム情報を最大限に活用して、高温や乾燥等に適応する品種の開発を推進します。

(オ) 野菜の新品種の開発を民間企業と試験研究機関等の共同開発等を通じて推進します。

(カ) 農山漁村の自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けて、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術の開発を推進します。

### (2) 研究開発から普及・産業化までの一貫支援

ア 研究成果を確実に普及・実用化につなげていくため、民間等の幅広い分野の人材、情報等を活用し、研究マネジメント機能のさらなる強化を推進します。

イ 研究段階に応じて人材、研究資金等を機動的かつ一体的に運用する視点に立って、農林水産業・食品産業等におけるイノベーションにつながる革新的な技術シーズを開発するための基礎研究及び開発された技術シーズを実用化に向けて発展させるための研究開発を推進します。

ウ 研究開発から産業化までを一貫して支援するため、大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援するとともに、公的研究機関の開発した新品種・新技術、民間企業における機能性農作物に関する研究結果や、地域特産物等の機能性を活かした新食品・新素材の事業化を支援します。

エ 地域の大学、試験場、企業等に対し、コー



ディネーターが産学官の連携を支援するとともに、計画作成のための事前調査、セミナー等による最新の研究情報の共有などにより一体的に支援します。

オ 農業技術に関する近年の研究成果のうち、早急に生産現場への普及を推進する重要な技術を「農業新技術2014」として選定し、関係機関相互の緊密な連携の下、生産現場への普及推進に取り組みます。

カ 産地においては、普及指導センターと大学、企業、試験研究機関等が連携しつつ、技術指導を核に総合的な支援を展開するなど、研究成果の普及・実用化体制の強化を推進します。

### (3) 地球環境問題への貢献

#### ア 地球温暖化対策への貢献

(ア) 農林水産分野における温室効果ガス排出削減に貢献するため、施設園芸において燃油削減に資する省エネ設備の導入や施肥の適正化を推進します。

(イ) 農地からの温室効果ガスの排出・吸収量の国連への報告に必要な農地土壌中の炭素量等のデータを収集する調査を行うとともに、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する直接支援を実施します。

(ウ) 温室効果ガスのさらなる排出削減のため、排出削減量を認証しクレジットとして取引する制度について国内クレジット制度及びオフセット・クレジット(J-VER)制度を統合した新たな制度を開始し、農林水産分野における取組を推進するとともに、排出削減量を効果的に表示、活用する方法の検討等の新たな地球温暖化対策を推進します。

(エ) 近年の局地的な豪雨や極端な小雨による渇水などを契機とした水問題への関心の高まりを受け、農林水産業が持つ水源かん養等の多面的機能の評価手法策定等を実施します。

(オ) バイオマスの変換・利用施設等の整備等を支援し、農山漁村地域におけるバイオマ

ス等の再生可能エネルギーの利用を推進します。

(カ) 「地球温暖化対策研究戦略」(20年7月策定)に基づき、農林水産分野における地球温暖化防止技術・適応技術の開発等を推進します。

(キ) 世界的な温室効果ガスの排出削減や気候変動による影響への適応を進めるため、国際的な研究・技術協力を積極的に実施します。

#### イ 循環型社会形成への貢献

(ア) バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」(22年12月策定)に基づき施策を推進します。

また、技術とバイオマスの選択と集中等によるバイオマスを活用した事業化を重点的に推進するための指針である「バイオマス事業化戦略」(24年9月策定)に即して、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地産地消型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり(バイオマス産業都市)を支援します。特に、廃棄物系バイオマスについて、具体的な市町村等を選定して、メタン発酵施設を中心に、地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システムの検討を実施します。

(イ) バイオマスの効率的な収集・変換等の技術の開発、システムの構築を進めることとし、以下の取組を実施します。

a 農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を推進するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(20年10月施行)に基づく「生産製造連携事業計画」の認定を行い新設されたバイオ燃料製造設備について、固定資産税の軽減措置を実施します。

b 農山漁村の自立・分散型エネルギーシス



テムの形成に向けて、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術の開発を推進します。

- c 下水道を核とした資源・エネルギーの循環のため、バイオマスである下水汚泥等の利活用を図り、下水汚泥等のエネルギー利用、りん回収・利用等を推進します。

#### ウ 生物多様性保全への貢献

- (ア) 有機農業や冬期湛<sup>たんすい</sup>水管理等、生物多様性保全に効果の高い農業生産活動等を推進します。
- (イ) 土地改良事業における環境配慮手法の充実に図るため、各地の環境配慮事例について分析し、最新の知見を踏まえた生態系配慮等を計画・評価する手法を開発します。
- (ウ) 水田魚道の設置等、生態系に配慮した水田や水路等の整備技術を開発し、普及を推進します。
- (エ) 農林水産分野における生物多様性の経済的評価や、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、ガイドラインとして取りまとめます。
- (オ) 遺伝子組換え農作物に関する取組については、生物多様性に及ぼす影響についての科学的な評価、安全性未確認の遺伝子組換え農作物に対する輸入時検査、国内の生産状況、生態系への環境監視等の調査を実施します。
- (カ) 農林水産分野における遺伝資源の持続的利用を推進するため、以下の取組を実施します。
  - a 国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得するために必要な情報の提供や、相手国等との意見調整の支援を行います。
  - b 途上国との遺伝資源の取引を円滑にするため、遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進や遺伝資源の探索及び機能解析等に関する能力向上を図ろうとする取組を支援します。

#### エ 国際会議等への参画

気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)等の地球環境問題にかかる国際会議に参画し、農林水産分野における国際的な地球環境問題に対する取組を推進します。

#### (4) 知的財産の保護・活用

- ア 知的財産発掘・活用全国協議会を設置し、大手流通業バイヤー等へのアンケート調査等により、知的財産の総合的なデータベースを構築するほか、地域協議会を設置し、地域情報の調査や知的財産の活用に向けた地方相談会の開催等を行います。
  - さらに、地理的表示保護制度の検討の基礎とするため、必要となる地域と製品の結び付きに係る認定スキーム等について、産地への現地調査等を行います。
- イ 育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用し、地域ブランド製品の国内外における価値を最大限に高め、これを活用した加工食品の開発、観光業の振興及び輸出の促進等により地域振興を図る新たなビジネスモデルを構築する取組において、地域における協議や市場調査、専門家への相談等の取組を支援します。
- ウ 地域の生産者等と協働し、日本産食材の利用拡大や日本の食文化の海外への普及等に貢献した料理人を顕彰する制度である「料理マスターズ」を引き続き実施します。
- エ 「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動を推進します。また、我が国育成者が共同して行う海外における権利侵害への対応に必要な調査等を実施します。
- オ 我が国種苗産業にとり生命線である野菜及び花き等の遺伝資源について、海外遺伝資源の収集、特性評価及び保存等のために必要な取組を実施します。
- カ 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願される問題に対し、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」への支援を通じ、監視強化等を実施するとともに、育成者権や商

標権等の知的財産をセットで保護することによりロイヤリティー収入を確保し、国際展開を目指す新たなビジネスの普及を推進します。

また、海外への輸出を図る農産物のDNA品種識別技術及び産地判別技術の実用化に取り組み、品種保護を図る取組を支援します。

キ 和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、新たなDNA解析技術等を活用した家畜の育種技術の実用化等を支援します。

ク 篤農家の技術の数値化・データベース化・可視化を可能にし、他の農業者の作業判断を支援できるシステム開発を推進し、「アグリプラットフォームコンソーシアム」におけるAI（アグリンフォマティクス）システムの開発・実用化に向けた取組を支援します。

ケ 我が国の高品質な農林水産物に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう、地理的表示の保護制度について、関係各国の動向を踏まえ、国際的な調和にも配慮しつつ、我が国の実情にあった制度を導入すべく検討を進めます。

## 2 「農」を支える多様な連携軸の構築

### (1) 食と農の結び付きに関する情報発信の強化と既存施策の重点化

米粉用米の生産拡大に対応した利用促進、国産農産物の消費拡大、農商工連携、都市と農村の交流等、複数の者の連携に着目した施策について、情報発信の強化、コーディネーター等によるマッチングの充実、関係者間のネットワークの強化等を図り、連携軸として発展させます。

### (2) 関係者のマッチング等の充実と人材の確保

連携軸を構築しようとする消費者、生産者、事業者、NPO、大学、研究機関が適切な相手先を円滑に確保できるよう、知識・技術等に関するコーディネートや交流会の開催等、関係者間のマッチング機会の拡充を進めます。その際、地方支分部局を含め、国の職員も連携のベースとなる人材ネットワークづくりや各種相談機会の拡充を通じ、連携軸の構築・強化に努めます。

## Ⅶ 団体の再編整備等に関する施策

### (1) 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

国民に対する食料の安定的な供給や国内の農業生産の増大等の実現に向けて、農業協同組合の機能や役割が発揮できるよう効率的な再編整備を進めます。

### (2) 農業委員会組織の体制強化に関する施策

ア 遊休農地解消措置等を含めた21年の改正「農地法」の運用の徹底を図るため、農地の利用状況調査の実施や農地情報のデータベース化等に必要な経費を支援します。

イ 農業委員会の活動の透明性の向上・実行性の確保を図るため、遊休農地の解消目標面積、意欲ある農業者への農地の集積目標面積等を記載した活動計画を策定するよう指導し、その取組状況を25年度予算の配分に反映します。

### (3) 農業共済団体の組織体制強化に関する施策

農業共済団体が将来にわたって安定的な事業運営基盤を確保し、より一層の合理的で効率的な運営を行うよう、1県1組合化への移行を含めた組織体制強化の取組を指導します。

### (4) 土地改良区の再編整備に関する施策

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、広域的な合併等を支援します。

## Ⅷ 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1 官民一体となった施策の総合的な推進

#### (1) 国、地方をはじめとする関係者の適切な役割分担

##### ア 施策の総合的な推進

食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策を推進します。

##### イ 農林水産分野の情報化と電子行政の実現

(ア) 6次産業化の推進等農山漁村地域の活性

化に向けた情報通信技術の活用を推進します。

- (イ) 国民の利便性・サービスの向上等を図るため、国民に広く利用されている行政手続のオンライン利用や業務・システムの最適化等を推進します。

#### ウ 効果的・効率的な技術・知識の普及指導

- (ア) 生産現場における様々な農政課題の解決を図るため、国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を持つ普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接して行う技術・経営指導等を推進します。
- (イ) 広域的に普及可能な新技術の導入を図るため、普及指導員が中核となって行う新技術の実証・改良等の取組を支援します。

#### (2) 効果的・効率的な施策の推進体制の整備

施策の具体的内容等が生産現場等に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底、人材の育成や組織づくりを促進します。

## 2 国民視点に立った政策決定プロセスの実現

### (1) 国民の声の把握

- ア 透明性を高める観点から、国民のニーズに即した情報公開、情報の受発信を推進します。
- イ 幅広い国民の参画を得て施策を推進するため、国民との意見交換等を実施します。
- ウ 本省の意図・考え方を地方機関に的確に浸透させるとともに、地方機関が把握している現場の状況を適時に本省に吸い上げ施策立案等に反映させるため、月1回を基本に、テレビ会議システムを活用して地方農政局長等会議を開催します。

### (2) 科学的・客観的な分析

#### ア 施策の科学的・客観的な分析

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、できる限り客観的なデータに基づいた計量経済分析等の科学的な手法を幅広く導入したり、国民にわかりやすい指標を開発したりするなど、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにします。

### イ 政策展開を支える統計調査の実施と利用の推進

農政の推進に不可欠な情報インフラを整備し、的確に統計データを提供します。

- (ア) 農家等の経営状況や作物の生産に関する実態を的確に把握するため、農業経営統計調査及び作況調査を実施します。
- (イ) 精度の高い耕地面積及び水稻作付面積を把握するため、25年度から衛星画像を活用したメッシュ母集団情報に基づく新たな調査手法を導入し、効率化を図りながら的確に調査を実施します。
- (ウ) 農業・農村における6次産業化に向けた取組状況を的確に把握するため、24年度に引き続き、農業経営体等を対象とした調査を実施します。
- (エ) 市場化テスト（包括的民間委託）を導入した統計調査を引き続き実施します。
- (オ) 2015年農林業センサスを的確かつ効率的な調査として実施するため、農業集落、調査区の設定及び調査客体候補名簿の作成等の準備を着実に実施します。

### (3) 政策評価の適切な活用

政策評価については、「食料・農業・農村基本計画」（22年3月策定）等を踏まえ成果志向の目標の設定を実施し、政策・施策の効果、問題点等を踏まえて評価を行います。また、政策評価第三者委員会を公開し、議事録等をホームページに掲載するなど情報の公開を進めます。

## 3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で「攻めの農林水産業」の第一歩となる施策に予算の重点化を行い、財政措置を効率的に運用します。